

土石の堆積許可（盛土規制法）の手引

（令和7年4月）

広島市都市整備局指導部宅地開発指導課

目 次

第1 盛土規制法に基づく土石の堆積許可制度の概要	1
1 目的	1
2 定義	1
3 土石の堆積の許可を要する工事	2
4 土石の堆積の許可を要しない工事	3
5 住民への周知	4
6 土石の堆積の技術的基準	5
7 土石の堆積の着手	5
8 土石の堆積の定期報告	5
9 土石の堆積の変更許可	5
10 土石の堆積の変更届出書	5
11 土石の堆積の完了後の確認	5
第2 許可事務の手続	6
1 許可申請から完了までの流れ	6
2 事務手続の説明等	9
第3 許可申請要領	11
1 許可申請に必要な関係書類一覧	11
2 許可申請に必要な関係書類の詳細	13
3 許可申請書作成要領	15
4 許可申請に必要な関係図面	17
5 許可申請にかかる意見照会先関係課等及び添付書類	19
第4 変更許可申請要領	20
1 変更許可申請書及び軽微変更届出書作成要領	20
2 変更許可関係書類・図面	20
第5 工事の施行	22
1 工事着手	22
2 定期報告	23
3 確認の申請	23
第6 その他	24
1 土石の堆積等に関する相談・申請等の窓口	24
2 広島市宅地開発指導課からのお願い	24
3 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料一覧表	24

第1 盛土規制法に基づく土石の堆積許可制度の概要

1 目的

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ、土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として定められました。そのため、本市においては、土砂堆積規制等条例と合わせ、盛土規制法により土石の堆積の規制を行います。

2 定義

(1) 宅地

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地

(2) 農地等

農地、採草放牧地及び森林

(3) 土石

土砂若しくは岩石（表1）又はこれらの混合物

表1 土砂、岩石に該当するもの

土砂 ※1～5までのいずれかに該当するもの	1. 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
	2. 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
	3. 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したものの
	4. 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
	5. 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

(4) 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石の堆積で、政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）なお、次に掲げる行為については土石の堆積とはみなさない。

ア 試験、検査等のための試料の堆積

イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの

エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

（主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、土石の堆積とみなします。）

3 土石の堆積の許可を要する工事

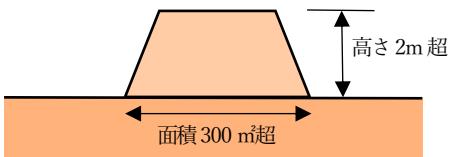
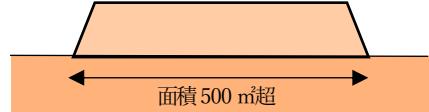
宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において行う土石の堆積のうち、以下の規模（表2）の場合は、工事主は工事を着手する前に市長の許可を受ける必要があります。

許可申請にあたり、土石の堆積に関する工事の期間は5年以内としてください。

許可申請が許可基準に適合していない場合、又は申請の手続が法律もしくはこの法律に基づく命令違反と認められた場合は許可できません。

ただし、工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事についてはこの限りではありません。

表2 土石の堆積の許可が必要な規模

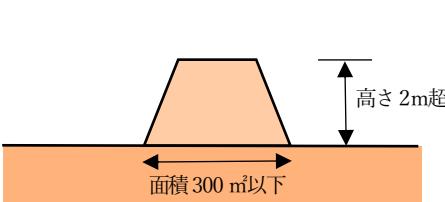
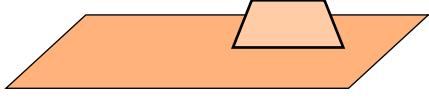
要件	イメージ図
① 最大時に堆積する 高さが 2m 超 かつ面積が 300 m² 超 の土石の堆積	 <p>高さ 2m 超 面積 300 m²超</p>
② 最大時に堆積する 面積が 500 m² 超 の土石の堆積	 <p>面積 500 m²超</p>

4 土石の堆積の許可を要しない工事

盛土規制法の許可を要しないものは、「宅地開発許可の手引き（表7）」を参照してください。

なお、災害の発生のおそれがないと認められる工事のうち、土石の堆積のみに係るものは以下（表3）のとおりです。

表3 災害の発生のおそれがないと認められる工事（土石の堆積）

要件	イメージ図
① 高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの	
② 土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるものの土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの	
③ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 ^{※1} であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 ^{※2} 又はその付近 ^{※3} に堆積するもの ^{※4}	

※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※3 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

※4 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示を求めることがあります。

5 住民への周知

工事主は、土石の堆積に関する工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるための必要な措置を講じなければなりません。

(1) 周知の方法

周辺地域の住民への周知方法は、表4のいずれかの方法により行い、許可の申請の際、住民周知を行ったことを証する書類を提出してください。

表4 住民への周知の方法

住民への周知の方法	住民周知を行ったことを証する書類
① 住民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○開催の周知範囲が分かる位置図等 (工事の位置、開催の周知の範囲等) ○開催内容が分かる書面 (開催の案内、開催結果、配布資料等)
② 書面の配布	<ul style="list-style-type: none"> ○周知範囲が分かる位置図等 (工事の位置、周知の範囲等) ○配布した書面(配布時期を含む。)
③ 掲示及びインターネットでの公表	<ul style="list-style-type: none"> ○掲示位置が分かる位置図等 (工事の位置、掲示位置、掲示開始時期を含む。) ○掲示状況の写真 ○閲覧ページの写し(URL、公表開始時期を含む。)

(2) 周知の範囲

住民への周知は、工事の円滑な施行を確保し、周辺地域に与える影響を鑑みて、事前に周辺住民に周知するものです。

表5に示す考え方の例を参考に、適切な範囲の住民に周知してください。

表5 工事について住民への周知を行う範囲の考え方

住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
<ul style="list-style-type: none"> ① 土石の堆積の境界(法尻)から土石の堆積の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲 (※参考図Lの範囲) ② 土石の堆積を行う土地の隣接地 ③ 土石の堆積を行う土地の境界から水平距離数十m程度の範囲 ④ 土石の堆積を行う土地が属する自治会等の範囲 	

(3) 周知する工事の内容

工事主は周辺地域の住民に対して、次に掲げる項目を周知してください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事実行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量
- ⑧ その他市長が必要と認める事項

6 土石の堆積の技術的基準

許可を受けようとする土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、排水施設その他の施設の設置し、災害を防止するための必要な措置を講じなければなりません。

技術的基準の詳細は、「広島市開発技術基準 第3 10（土石の堆積）」を参照してください。

7 土石の堆積の着手

許可を受けた工事主は、土石の堆積に着手したときは、速やかに工事着手届出書を提出する必要があります。

また、許可を受けた工事主は、着手に先立って、土石の堆積に関する工事の標識を縦70cm以上×横90cm以上で作製し、許可にかかる土地の見やすい場所に、地面から標識下端までの高さ50cm以上で設置してください。

8 土石の堆積の定期報告

許可を受けた工事主は、3ヶ月ごとに当該許可に係る報告時点の土石の堆積の高さ、面積等の省令で定められた事項を市長に報告する必要があります。（以下（表6）の規模の土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）

表6 定期報告の報告事項

定期報告を要する規模	報告事項
① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ② 堆積の面積3,000m ² 超（①以外）	①工事が施行される土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日（※2回目以降） ④報告時点の土石の堆積の高さ、面積、土石の土量 ⑤前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

9 土石の堆積の変更許可

許可を受けた工事主が工事の計画を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

なお、許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、許可の日から5年を経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

10 土石の堆積の変更届出書

以下に掲げる軽微な変更については許可不要ですが、届出を行う必要があります。

- ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 工事の着手予定期間年月日又は工事の完了予定期間年月日の変更
(変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

その他、一定の軽微な変更については届出で足りる場合もあります。

11 土石の堆積の完了後の確認

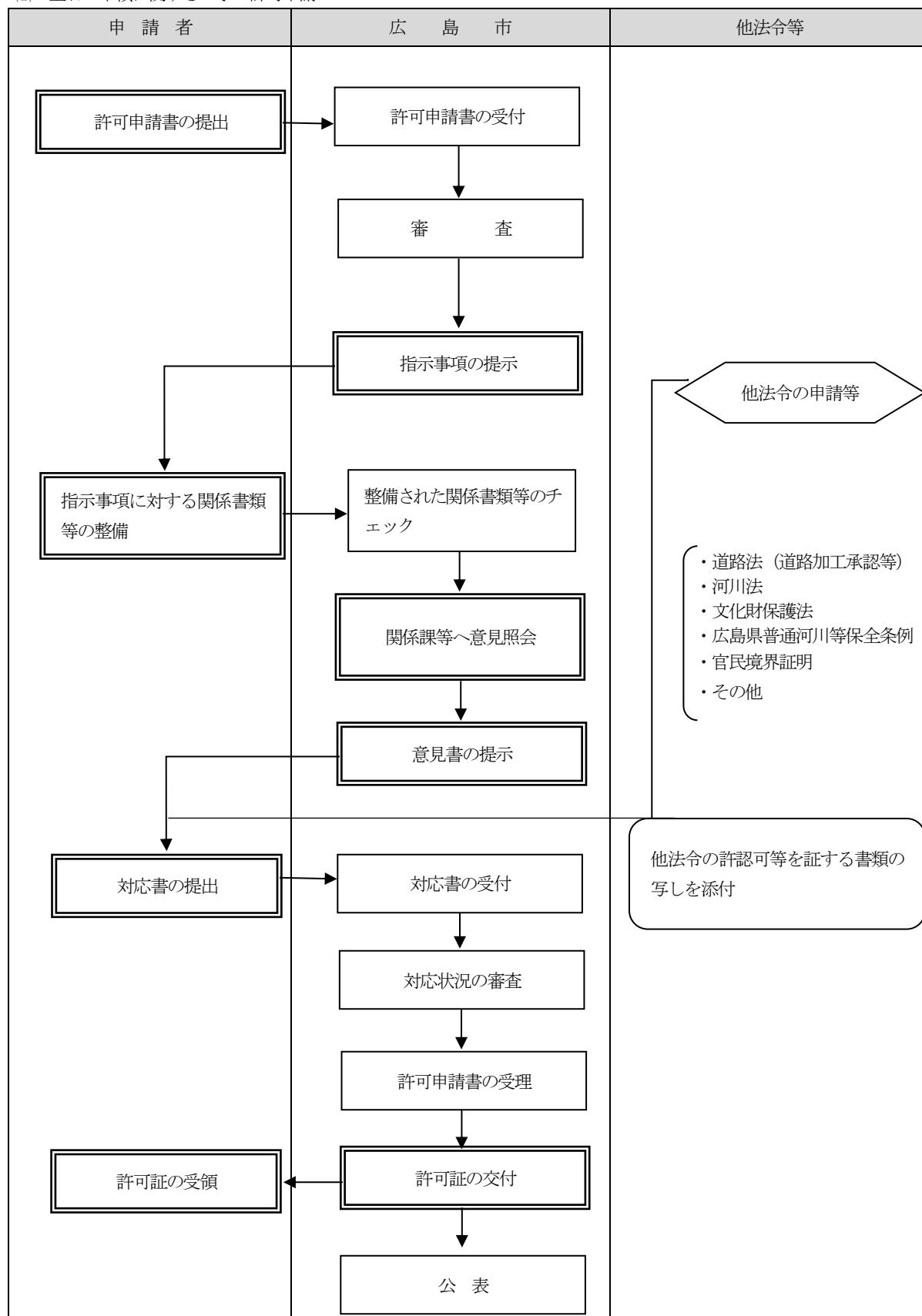
許可を受けた工事主は、土石の堆積に関する工事が完了（堆積した全ての土石を除去）したときは、市長の確認を受けなければなりません。工事完了から4日以内に確認の申請を市長に行ってください。

市長は、確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めたときは、確認済証を工事主に交付します。

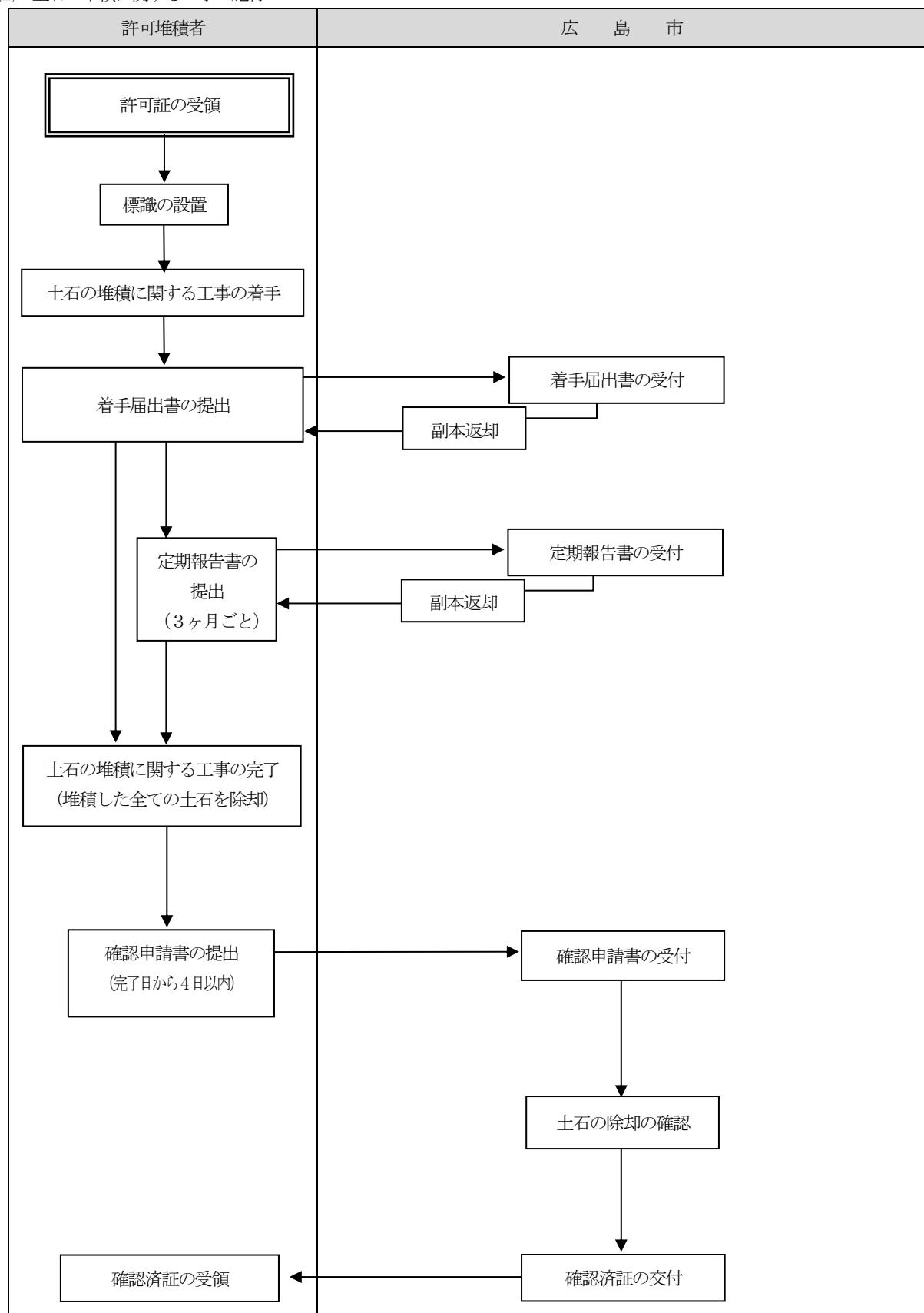
第2 許可事務の手続

1 許可申請から完了までの流れ

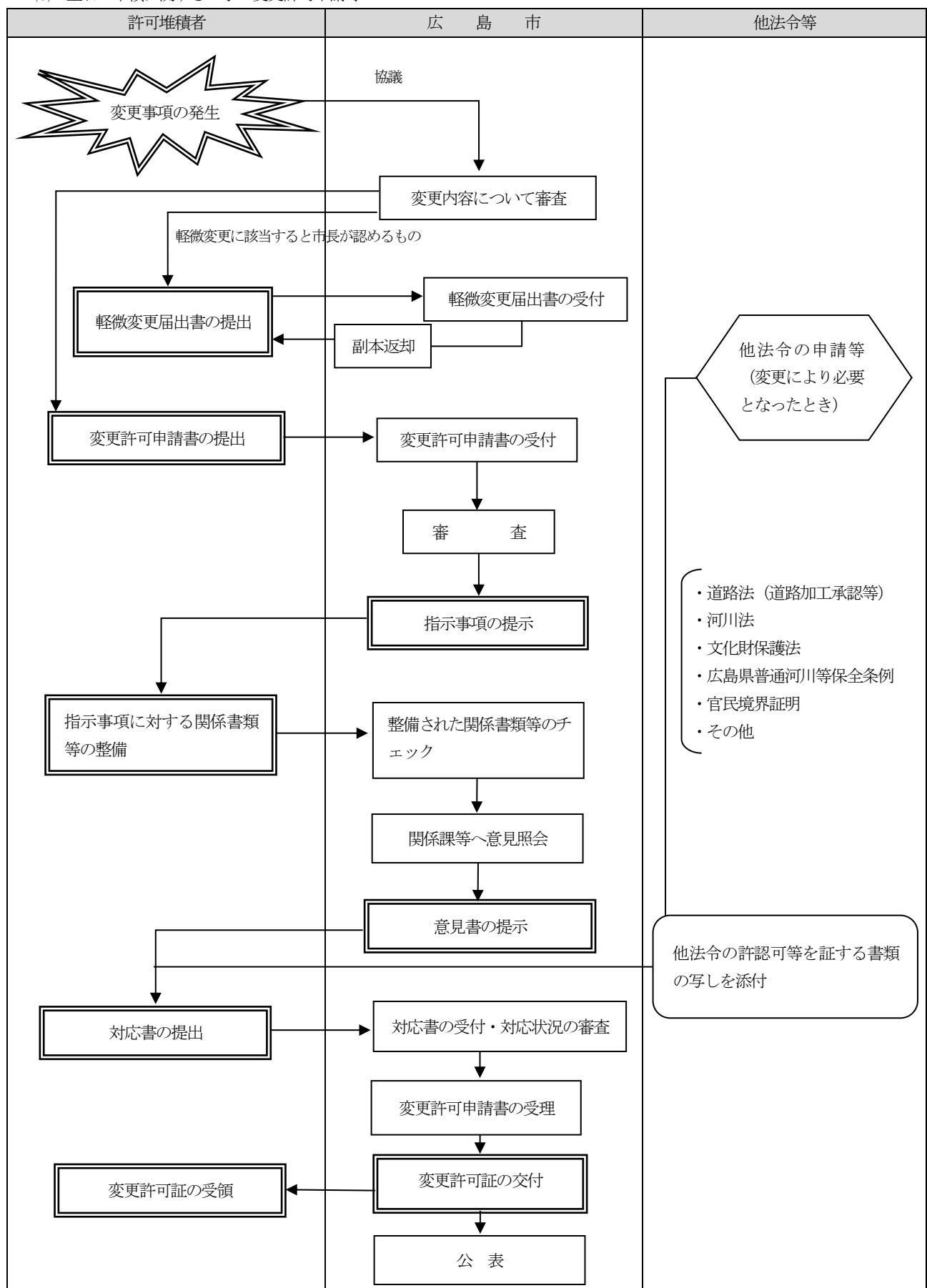
(1) 土石の堆積に関する工事の許可申請



(2) 土石の堆積に関する工事の施行



(3) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請等



2 事務手続の説明等

(1) 土石の堆積に関する工事の許可申請

区分	項目	説明	備考
1	許可申請書の提出・受付	正・副2部提出してください。	
2	申請書類の審査	ア 手引き及び技術的基準に基づき審査します。	
	指示事項の提示	イ 申請書類の内容を審査し、整備が必要な事項を記載した指示事項を申請者に提示しますので、関係書類等を整備してください。	
	関係書類等の整備	ウ 整備された関係書類等を審査し、不備があれば再度指示します。	
	整備された関係書類等のチェック		
3	関係課等へ意見照会	ア 関係課等へ意見照会を行います。 イ 関係課等へ必要な書類を配付しますので、申請者は事前に必要部数を用意してください。	
4	意見書の提示	ア 関係課等の意見を取りまとめた意見書を提示します。 イ 申請者は他法令関係も整備してください。	
5	対応書の提出	ア 申請者は意見に対する対応書を作成してください。 作成に当たっては、関係課等と十分協議し、作成した対応書の内容について当該関係課等の担当者に事前に確認しておいてください。	
	対応書の受付 対応状況の審査	イ 意見に対する対応状況を記載し、記名した上で、提出してください。 ウ 対応書類の最終チェックを行います。 ウ 提出された対応書について、対応状況を審査します（必要に応じ、関係課等に対応状況を確認します。）。	
6	許可申請書の受理	ア 許可申請書の受理後、許可申請手数料を納付してください。 イ 申請図書（正・副）に受付印を押します。	
7	許可証の交付	許可証を交付するとともに申請図書（副）をお返しますので、保管してください。	
8	公表	許可をした後、工事主の氏名又は名称、土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地等を公表します。	

(2) 土石の堆積に関する工事の施行

規制区域内の土石の堆積について、堆積に関する工事の施行にかかる手続の流れは以下のとおりです。

区分	項目	説明	備考
1	標識の設置	許可にかかる土地の見やすい場所に、縦70cm以上×横90cm以上の標識を、地面から標識下端までの高さ50cm以上で設置してください。	
2	着手届出書の提出	土石の堆積に着手したときは、速やかに正・副2部提出してください。	
3	定期報告書の提出	許可後、3ヶ月ごとに、正・副2部提出してください。（政令で定める規模の土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）	
4	確認申請書の提出	土石の堆積に関する工事が完了（堆積した全ての土石を除去）した場合、完了日から4日以内に正・副2部提出してください。	
5	土石の除却の確認	土石が除却されているか確認を行います。	
6	確認済証の交付	土石が完全に除却されたと認めた場合は、確認証を交付します。	

注) 土石の堆積に関する工事の着手届出書及び定期報告書については、受付後に副本を返却します。

第3 許可申請要領

1 許可申請に必要な関係書類一覧

土石の堆積に関する工事について、工事許可申請に必要な関係書類は以下のとおりです。

関 係 書 類 一 覧 表

分 類	書 類 の 名 称 等		書類の要否*	備考
1 工事の許可申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書		○	様式第四
2 工事主の資力・信用に関する書類		資金計画書	○	様式第五
		預金残高証明書、融資証明書等	○	
		工事主の資力及び信用に関する調書	○	様式5-1
		暴力団等に該当しないことの誓約書	○	様式5-2
		宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していないことなどの誓約書	○	様式5-3
申請者	法人	法人の登記事項証明書	○	
		役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し	○	
		納税証明書（最近3年間）（法人税）	○	
		事業経歴書	○	
	個人	住民票又は個人番号カードの写し	○	
		納税証明書（最近3年間）（所得税）	○	
3 工事施行者の能力調書に関する書類	工事施行者の能力に関する調書		○	様式5-4
	建設業許可証明書			
	事業経歴書		○	
	工事 施工者	法人の登記事項証明書	○	
		住民票の写し又は個人番号カードの写し	○	
4 土地の所有者等の同意に関する書類	土地の登記事項証明書		○	
	工事施工同意一覧表		○	
	工事施工同意書		○	様式2-1
	印鑑登録証明書		○	
5 住民周知に関する書類	土石の堆積について、住民への周知したことを証する書類		○	
6 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等			
	里道廃止証明書			

	普通河川水路廃止証明書		
	普通河川等土木工事許可書		
	河川法許可書		
	自然公園法に基づく許可届出書		
	文化財保護法に基づく許可書		
	道路加工施行承認書		
	道路占用許可書		
	法定外公共物工事施行承認書		
	官民境界線証明書		
	砂防法許可書		
7 その他必要書類	工事工程表	○	
	現況写真	○	
	土量計算書	○	
	排水計算書	○	
	構台等の構造計算書		
	鋼矢板等の構造計算書		
関係図面の名称		図面の要否*	備考
1 位置図		○	
2 土地の公図		○	
3 現況地番図		○	
4 土地の平面図		○	
5 土地の断面図		○	
6 構造図		○	
7 丈量図		○	

* ○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。

2 許可申請に必要な関係書類の詳細

土石の堆積に関する工事について、許可申請に必要な関係書類の詳細は以下のとおりです。

関 係 書 類 の 詳 細		
分 類	書類の名称等	内 容 等
1 許可申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式第四に記載してください。 作成に当たっては、「3 許可申請書の作成要領」を参照してください。
2 工事主の資力・信用に関する書類	資金計画書	土石の堆積行為の完遂能力を判断するため、収支計画等を記載した計画書を添付してください。
	預金残高証明書、融資証明書等	資金調達等の根拠を確認するものです。
	暴力団等に該当しないことの誓約書	様式5-2に住所、氏名を記入の上、添付してください。
	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していないことなどの誓約書	様式5-3に住所、氏名を記入の上、添付してください。
	法人の登記事項証明書	申請者が法人のときに必要です。
	役員の住民票又は個人番号カードの写し	申請者が法人である場合、役員の場合は、申請者の住民票の写し又は個人番号カードの写しを添付してください。
	納税証明書	申請者が法人である場合は法人税、個人の場合は所得税の納税証明書（最近3年間）が必要です。
3 工事施行者の資力・信用に関する書類	事業経歴書	土石の堆積行為の完遂能力を判断するため、創立後の会社の動き等を記載した事業経歴書を添付してください。
	住民票又は個人番号カードの写し	申請者が個人である場合には、住民票又は個人番号カードの写しを添付してください。
	工事施行者の能力に関する調書	様式5-4に必要事項を記入の上、添付してください。
4 土地の所有者等の同意に関する書類	建設業許可証明書	工作物（構台、鋼矢板等）を設置する場合に限り、添付してください。
	事業経歴書	土石の堆積が伴う建設工事の施工実績を記入の上、添付してください。
	土地の登記事項証明書	土石の堆積の区域内の土地の登記事項証明書を添付してください。
	工事施行同意一覧表	様式2-1に、土石の堆積の区域の土地又はその土地にある工作物について、施行の妨げとなる権利を有するものの同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類を添付してください。
5 住民周知に関する書類	工事施行同意書	・対象となる権利：所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利、抵当権、根抵当権、先取特権
	印鑑登録証明書	
	周知したことを確認できる書類	「第1 5 住民への周知」を参照し、周辺住民に説明会等を開催したことを証する書類を添付してください。
6 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等	地目が農地である場合に必要です。市街化区域内においては申し出なければなりません。（窓口：農業委員会事務局（東区役所内））
	里道廃止証明書	国有地の払下げを受ける場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）

	普通河川水路廃止証明書	国有地の払下げを受ける場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）
	普通河川等土木工事許可書	普通河川の土木工事等を行う場合に必要です。1 ha 以上の場合には、区役所維持管理課経由で県の許可となります。 (窓口：各区役所維持管理課)
	河川法許可書	河川区域内における土地の占用及び工作物の新築、改築等を行う場合に必要です。（窓口：国又は県） 準用河川については、各区役所維持管理課の許可となります。
	自然公園法に基づく許可届出書	自然公園法の地域等において工事を行う場合に必要です。（窓口：県）
	文化財保護法に基づく許可書	指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為及び埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合に必要です。（窓口：市民局文化スポーツ部文化振興課）
	道路加工施行承認書	道路の形質変更の行為がある場合に必要です。 (窓口：各区役所維持管理課)
	道路占用許可書	道路上に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）
	法定外公共物工事施行承認書	里道・水路の形質変更の行為がある場合に必要です。 (窓口：各区役所維持管理課)
	官民境界線証明書	公共施設との境界を明確にする場合に必要です。 (窓口：各区役所維持管理課等)
	砂防法許可書	砂防指定地において、土地の形状、変更行為、土石の採取、立木の伐採、工作物の新築等を行う場合に必要です。（窓口：県） 砂防指定地内普通河川は、各区役所維持管理課経由となります。
7 その他必要書類	工事工程表	防災工事を含めた全ての工程を記載してください。
	現況写真	土石の堆積を行おうとする土地とその周辺の状況を明らかにする写真を添付してください。
	土量計算書	堆積する土石の量について算出して下さい。
	排水計算書	土石の堆積する土地に設置する排水施設及び放流先の排水施設について、検討してください。なお、区域外から流入する場合は、区域外も含めたもので検討してください。
	鋼矢板等の構造計算書	鋼矢板等を設置して、土石を堆積する場合は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であることを確認できる計算書を作成し、添付してください。
	構台等の構造計算書	地盤の勾配が10分の1を超える場合で、構台等を設置して土石を堆積する場合は、堆積する土圧等に十分に耐えうることを確認できる計算書を作成して、添付してください。

3 許可申請書の作成要領

規制区域内の土石の堆積について、許可申請書の作成時に記載する内容は以下のとおりです。

区分	内 容
1 工事住所氏名 (法人役員住所氏名)	工事主について住所、氏名又は名称を記載してください。工事主が法人の場合は、法人役員の住所氏名を記載してください。
2 設計者住所氏名	設計を行った者について住所、氏名を記載してください。
3 工事施工者住所氏名	工事施工者について、住所、氏名又は名称を記載してください。
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	土石の堆積に関する工事に係る土地について、所在地及び地番の全てを記載してください。代表地点の緯度と経度は世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
5 土地の面積	土石の堆積をする区域の全体面積を、小数点以下第2位まで記載してください。（小数点以下第3位切捨て）
6 工事の目的	特定の工事に付随して期間が限定されるもの、特定の工事に付隨せず一定期間運営するもの等、工事の目的を具体的に記載してください。特定の工事に付隨する場合には、その工事の期間についても記載してください。
7 工事の概要	<p>イ 土石の堆積の最大堆積高さ 堆積予定の土石について、計画における最大の高さを記載してください。</p> <p>ロ 土石の堆積を行う土地の面積 土石の堆積を行う土地の面積を記載してください。</p> <p>ハ 土石の堆積の最大堆積土量 堆積する土量の最大量を記載してください。小数点以下第2位まで記載してください。（小数点以下第3位切捨て）</p> <p>ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 土石の堆積を行う土地の勾配について、最大値を記載してください。</p> <p>ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 10分の1を超える勾配がある土地で土石の堆積を行う場合において、堆積した土石が崩落した場合に周辺へ流下することを防ぐために取る措置について記載してください。</p> <p>ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 堆積によって地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがある場合に行う、地盤の改良その他必要な措置について記載してください。</p> <p>ト 空地の設置 空地の幅を記載してください。</p> <p>チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがある場合に、側溝の設置といった地表水の排除に向けて行う措置について記載してください。</p> <p>リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 鋼矢板を設置する時は、鋼矢板等についてそれぞれの種類、高さ及び延長を記載してください。それ以外の措置を講じる場合は、その内容を記載してください。</p>

	ヌ 工事中の危害防止のための措置	工事中に発生するおそれがある危害の防止に向けた措置について、その内容を記載してください。
	ル その他の措置	土石の堆積に伴い、他法令の許認可等が必要な場合は、その全てを記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)
	ヲ 工事着工予定年月日	工事の着工予定日を記載してください。
	ワ 工事完了予定年月日	工事の完成予定日を記載してください。
	カ 工程の概要	「別紙のとおり」と記載し、別途、工程表を添付してください。 工事の着手から完了までの、防災を含む各工程を全て記載してください。
8	その他の必要な事項	他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続の状況を記載してください。

4 許可申請に必要な関係図面

規制区域内における土石の堆積に関する工事について、許可申請に必要な図面の詳細や、必ず記載しなければならない事項は以下のとおりです。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 申請区域の位置（赤線） ・ 放流先施設 ・ 凡例 	1/10000 以上	最新の図面を使用してください。
2 土地の公図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 申請区域の境界（赤線） ・ 水路（青色）、里道（朱色） ・ 一部表示（○○） ・ 凡例 	—	法務局から転写した年月日を明記してください（インターネット登記情報提供サービスを利用することも可）。
3 現況地番図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 申請区域の境界（赤線） ・ 水路（青色）、里道（朱色）、地番及び筆界（緑色） ・ 地目、所有者名（抵当権者名） ・ 一部表示（○○） ・ 隣接地の地番、地目、所有者名 ・ 凡例 	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況地番図は地形図を基に作成することとし、等高線は2mの標高差を示してください。 ・ 施行の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権、抵当権、根抵当権、地役権等）があれば併せて記載してください。
4 土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 申請区域の位置（赤線） ・ 土石の堆積を行う位置（黄色） ・ 法面の位置、勾配及び高さ ・ 空地の位置（番号）、幅 ・ 檻等の位置 ・ 雨水排水施設の位置、種類、寸法、勾配及び水の流れの方向 ・ 土地の水の流れの方向 ・ 放流先河川及び水路の位置 ・ 沈砂池の位置及び形状 ・ 構台、鋼矢板の位置（設置する場合） ・ 他法令の許可の種別及び位置 ・ 凡例 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の断面図を作成した位置を明示してください。
5 土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 申請区域の境界（赤線） ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面 ・ 縦横断線記号 ・ 法面の位置、形状及び高さ ・ 構台、鋼矢板の位置、形状及び高さ（設置する場合） ・ 凡例 	1/500 以上	

6 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 排水施設、防災施設の形状、寸法及び名称 ・ 構台、鋼矢板の形状及び寸法 (設置する場合) ・ 柵等の形状及び寸法(関係者以外立ち入り禁止する旨の掲示を明示すること。) 	1/50 以上	土地の平面図で図示した構造を表示してください。
7 丈量図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 申請区域の境界(赤線) ・ 土石の堆積をする区域の全体面積計算 ・ 土石の堆積を行う土地の面積計算 ・ 凡例 	1/500 以上	

5 許可申請にかかる意見照会先関係課等及び添付書類

土石の堆積に関する工事について、許可申請にかかる関係書類、関係図面について、市が意見を照会する関係各課は次のとおりです。

関係課		申請書・現況写真 (任意作成の申請書別紙を含む)	排水計算書	土量計算書	1	2	3	4	5	6	7
					位置図	土地の公図	現況地番図	土地の平面図	土地の断面図	構造図	丈量図 (申請区域及び土石の堆積の範囲)
市民局	文化スポーツ部 文化振興課 文化財担当	○			○			○			
健康福祉局	保健部 環境衛生課 (申請区域及びその近隣に墓地がある場合)	○			○	○	○	○	○		
環境局	環境保全課	○		○	○			○		○	
	業務部 産業廃棄物指導課	○			○			○			
経済観光局	農林水産部 農林整備課 (地目に山林がある場合)	○			○	○	○	○	○		
都市整備局	都市計画課	○			○	○	○	○			
	西風新都整備部 西風新都整備担当 (西風新都地区にかかる場合)	○			○	○	○	○	○		
下水道局	河川防災課	○			○	○	○	○	○	○	
	施設部 管路課 (中区、東区、南区、西区の場合)	○	○		○	○	○	○	○	○	
区役所 (農林)建設部	市民部区政調整課又は地域起こし推進課	○			○			○			
	維持管理課(2部)	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部
	農林課 (安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の場合)	○	○		○	○	○	○	○	○	
	地域整備課	○	○		○	○	○	○	○	○	○
農業委員会 事務局 (農地造成の場合又は農地転用(一時転用含む。)がある場合)		○			○	○	○	○			

※1 上記の提出書類は、施行場所・施行内容により増減することがあります。

2 現地において設計者による計画内容の説明をお願いすることがあります。

第4 変更許可申請要領

1 変更許可申請書及び軽微変更届出書作成要領

(1) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

区分		内容
変更許可申請書	工事の概要等	変更前と変更後の比較ができるものは二段書きとしてください。 ・上段（変更前：赤） ・下段（変更後：黒） (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)
	変更の理由	変更の理由を具体的に記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)
	許可年月日及び許可番号	許可年月日及び許可番号を記載してください。

(2) 宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

区分		内容
変更届出書	許可年月日及び許可番号	許可年月日及び許可番号を記載してください。
	土地の所在地及び地番	土石の堆積を行う土地について、所在地及び地番の全てを記載してください。
	変更内容	変更事項を記載のうえ、変更前及び変更後の内容を記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)
	変更理由	変更の理由を具体的に記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)

2 変更許可関係書類・図面

関係書類一覧表

申請書類の名称等	添付書類等	書類の有無※	備考
1 工事の変更許可申請書	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	○	様式第八
2 登記事項証明書	土地の登記事項証明書		
3 施行同意書	工事施行同意一覧表		
	工事施行同意書		
	印鑑登録証明書		
4 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等		
	里道廃止証明書		
	普通河川水路廃止証明書		
	普通河川等土木工事許可書		
	河川法許可書		

	自然公園法に基づく許可届出書		
	文化財保護法に基づく許可書		
	道路加工施行承認書		
	道路占用許可書		
	法定外公共物工事施行承認書		
	官民境界線証明書		
	砂防法許可書		
5 その他必要書類	工事工程表		
	現況写真		
	土量計算書		
	排水計算書		
	構台等の構造計算書		
	鋼矢板等の構造計算書		
関係図面の名称	図面の要否*	備考	
1 位置図	○		
2 土地の公図			
3 現況地番図			
4 土地の平面図	○		
5 土地の断面図			
6 構造図			
7 丈量図			
8 新旧対照図	○		

* ○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。

第5 工事の施行

1 工事着手

許可を受けた工事主は、土石の堆積に着手したときは、速やかに工事着手届出書を提出してください。

また、許可を受けた工事主は、着手に先立って、土石の堆積に関する工事の標識を縦70cm以上×横90cm以上で作製し、許可にかかる土地の見やすい場所に、地面から標識下端までの高さ50cm以上で設置してください。

なお、これらの届出には次のものを添付してください。

No.	添 付 書 類	備 考
1	宅地造成等に関する工事着手届出書	様式6-1
2	実施工程表	
3	「土石の堆積に関する工事の標識」の設置写真（遠景及び近景）並びに設置図面（工事現場内の見えやすい場所に設置したもの）	
4	防災対策、安全対策が記載されたもの	
5	緊急連絡体制一覧表	
6	その他市長が必要と認めるもの	

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可済標識		
1	工 事 主 の 住 所 氏 名	
2	許 可 番 号	広島市指令指宅第 号
3	許 可 年 月 日	年 月 日
4	工 事 施 行 者 の 氏 名	
5	現 場 管 理 者 の 氏 名	
6	土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル
7	土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
8	土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
12	許 可 担 当 の 先	広島市都市整備局指導部 宅地開発指導課 係 (電話)

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2 定期報告

許可を受けた工事主は、3ヶ月ごとに、当該許可に係る報告時点の土石の堆積の高さ、面積等の省令で定められた事項を市長に報告する必要があります。（政令で定める規模の土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）

なお、定期報告には次のものを添付してください。

No.	添 付 書 類	備考
1	土石の堆積に関する工事の定期報告書	様式4－2
2	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
3	その他市長が必要と認めるもの	

3 確認の申請

許可を受けた工事主は、土石の堆積に関する工事が完了（堆積した全ての土石を除去）したときは、市長の確認を受けなければなりません。工事完了から4日以内に確認の申請を市長に行ってください。

市長は、確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたと認めたときは、確認済証を工事主に交付します。

なお、確認申請には次のものを添付してください。

No.	添 付 書 類	備考
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書	様式第十一
2	堆積した全ての土石の除去が確認できる写真	
3	盛土規制法以外の法令の整備状況報告書	

第6 その他

1 土石の堆積等に関する相談・申請等の窓口

《広島市 都市整備局 指導部 宅地開発指導課 土砂埋立指導係》

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（市役所本庁舎6階）

TEL 082-504-2725（直通）

2 広島市宅地開発指導課からのお願い

宅地開発指導課にお越しの際には、事前にお電話などで来庁日時を予約した上でお越しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

昨今、宅地開発指導課の業務に係る協議、相談や許可申請等が増加傾向にあり、来庁日時の予約なしで当課にお越しになられた場合、担当者が不在であったり、協議対応中であったりして、直ちにご用件を伺うことが難しい場合があります。

そのため、円滑な対応ができるように、お手数ですが事前にお電話などで来庁日時を予約してからお越しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

皆様にご協力いただきながら、より一層の宅地開発指導課の行政サービス向上に努めてまいります。

3 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料一覧表

土石の堆積の許可申請を行う場合、手数料が必要ですので、事前にお問い合わせください。申請書等の受理の際に納付書を発行しますので、広島市の指定金融機関等に納付してください。既納の手数料はお返しすることができません。

土石の堆積をする土地の面積		手数料（円）
(1) 許 可 申 請	500 m ² 以下	14,000
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	26,000
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	38,000
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	58,000
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	82,000
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	140,000
	20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	210,000
	40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	310,000
	70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	410,000
	100,000 m ² を超えるもの	510,000
(2) 変 更 許 可 申 請	変更に係る部分の土石の堆積をする土地の面積（減少する部分の土地の面積を含む。）に応じた（1）の額	